平成２３年（フ）第１４８号
長崎県西海市大島町1786番地　Ｅ棟202号
債務者　清水　昭夫
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
長崎県西海市大島町1786番地　Ｅ棟202号
債務者　清水ルリ子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２５２号
横浜市金沢区富岡西１丁目14番３―326号
債務者　横澤　豪介
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８３号
横浜市戸塚区上矢部町320番地２　レイディアントシティ戸塚334号
債務者　村松　雅子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８４号
神奈川県大和市下鶴間3030番地７　利幸ビレッジⅡ105号
債務者　小山田初美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９４号
横浜市戸塚区原宿１丁目17番19号
債務者　神宮司裕介
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２４号
横浜市西区中央２―53―４―1103、住民票上の住所横浜市中区初音町２丁目26番地１　リブゼ横浜ブロードステージ807号室
債務者　山中麻紗子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５０号
横浜市港南区大久保１丁目20番21号　ヴィラ大久保101
債務者　片山　朋一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９８号
横浜市西区平沼１丁目１番13―1105号
債務者　鷲塚　智恵
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０３号
横浜市旭区中希望が丘64番地60　白帆荘102
債務者　中村　順一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１３号
横浜市中区長者町３丁目７番地１　ライオンズマンション横浜伊勢佐木町701号室
債務者　石崎　正二
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５３９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町689番地
債務者　工藤　　晃
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１５号
東京都町田市木曽東２丁目８番８―508号
債務者　氏家　信二
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６５５号
東京都小平市津田町３丁目17番205号
債務者　後藤　隆宏
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４０４号
横浜市都筑区すみれが丘６番地の９
債務者　山内　悠輝
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５２４号
横浜市旭区中白根２丁目12番31号　第二ハイツ横溝101
債務者　福嶋　吉則
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部